

民間事業者のしゅんせつ土砂受入れについて

名古屋港港湾区域内にある私設岸壁等を有する民間事業者が前面水域において実施する維持しゅんせつ工事で発生する土砂を有効に活用するため、名古屋港管理組合（以下「本組合」という。）の工事に支障のない範囲で当該しゅんせつ土砂を有料で受け入れます。

1 受入場所

名古屋市港区金城ふ頭三丁目地先（別紙1「受入場所」）

2 受入対象事業者

名古屋港港湾区域内において私設岸壁等を所有する民間事業者

3 受入対象土砂

受入対象事業者によるしゅんせつ土砂であって、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）その他の法令に定める基準（別紙2「水底土砂の判定基準」）に適合したもの

4 受入方法

本組合が手配する揚土船に事業者のしゅんせつ土砂を積載した土運船を接舷し、しゅんせつ土砂を受け入れます（陸上からは受け入れません。）。

なお、土砂投入は本組合の揚土船にて行います。

5 土砂受入期間

令和6年2月から8月までのうち本組合で手配する揚土船が停泊している期間（工事の進捗状況により土砂受入の終了時期が早まる場合があります。）

6 受入料金

受入料金として次に掲げる費用をお支払いいただきます。

ア 受入費用：土砂1 m³（単位未満の端数があるときは、切り上げるものとする。）当たり2,477円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 揚土費用：本組合で手配する揚土船の料金について、土量に応じて負担していただくため、土砂受入期間後に揚土費用を決定(令和6年10～12月)します。(想定費用：1 m³当たり2,000円程度)

7 受付期間（事前協議及び申込み）

令和5年12月18日（月）から令和6年6月28日（金）まで（工事の進捗状況により受付終了が早まる場合があります。）

8 事前協議

しゅんせつ土砂の搬入を希望される事業者は、工事計画の概要（しゅんせつ場所、時期、土量等）の書類をご準備のうえ、事前に本組合と協議してください。

なお、事前協議の結果、受入れをお断りすることがあります。

9 申込み

土砂搬入希望日の1か月前までに土砂搬入申込書（別記様式）を提出してください。

また、次の書類等を添付してください。

なお、審査の結果、受入れをお断りすることがあります。

ア 工事工程表

イ 工事概要説明書

ウ 契約書等（写）

エ 工事関連連絡表

オ 検定試料採取位置図、土砂検定結果表

カ しゅんせつ（掘削）箇所位置図・平面図・断面図

キ 土量計算書

ク 土砂運搬経路図

ケ その他必要な書類

10 協定書の締結

申込みの内容に本組合の埋立計画及び工事に支障がないことが確認できた際には、必要な条件を付して本組合と協定書を締結します。

11 土砂運搬等

事業者は、自らの責任と負担で土運船を手配及び土砂運搬等を行い、土砂運搬等に際し、土砂の落下及び飛散の防止に万全を期してください。

12 工事調整等

事業者は土砂搬入に関し、本組合の指示に従ってください。

また、土砂搬入期間中、本組合及び投入場所に係る工事請負者と連絡調整を密に行ってください。

13 届出

事業者は、土砂搬入を開始、完了及び中止したときは、遅滞なく本組合に書面により届出してください。

また、土砂搬入が完了したときは、速やかにその数量が確認できる図書等を添付した完了届その他本組合が必要と認めた書類を提出してください。

14 搬入土量

搬入土量は、しゅんせつ箇所での事前と事後の深浅測量を行い、事前測量と事後測量の差により算出してください。

15 受入料金の決定

確定した搬入土量を基にお支払いいただく受入費用及び揚土費用を決定後、その費用を本組合にお支払いください。

16 その他

- (1) 土砂搬入申込書の記載事項について、虚偽又は不正が判明したときは、土砂搬入を認めない場合があります。
- (2) 協定書に定めた事項に違反したときは、土砂搬入を認めない場合があります。
- (3) しゅんせつ及び土砂運搬に係る保安部への工事・作業許可申請等、必要な手続きは、事業者で行ってください。
- (4) 船舶の航行は、十分注意してください。

17 問い合わせ先及び申込先

名古屋港管理組合建設部管理課庶務係

〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号(名古屋港管理組合本庁舎10階)

電話 052-654-7925

FAX 052-654-7992

メールアドレス kanri@union.nagoyako.lg.jp

名古屋港管理組合ホームページ <https://www.port-of-nagoya.jp/>

受付時間 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日
から翌年の1月3日までの日を除く午前9時から午後5時まで（午後0時から1時までを除く。）

別記様式

土砂搬入申込書

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者様

申込者 住 所

氏 名

担当者 氏 名

電 話 番 号

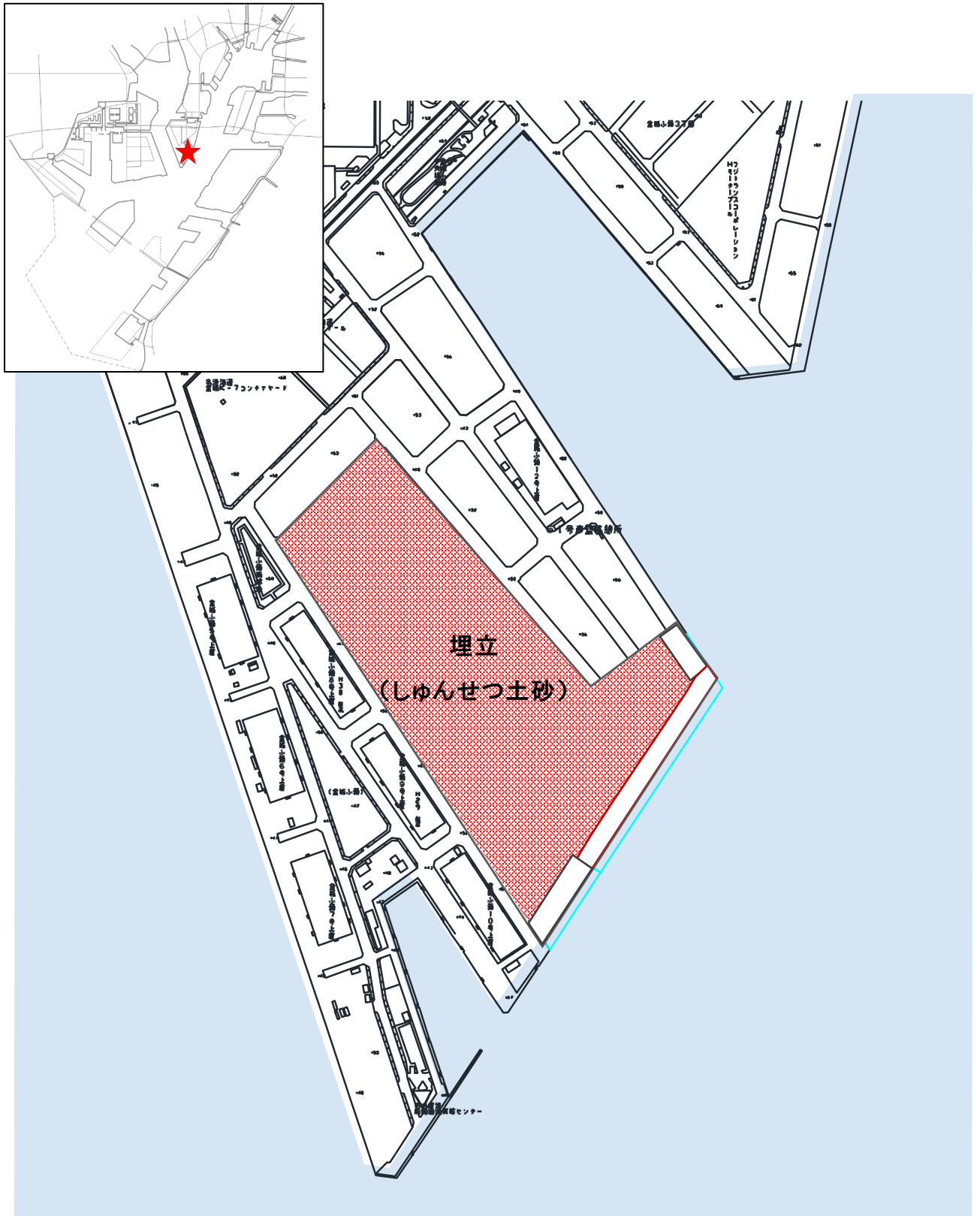
土砂搬入について次のとおり申し込みます。

申 込 理 由	
しゅんせつ（掘削）場所	地先（別紙図面のとおり）
しゅんせつ（掘削）面積	m ²
搬 入 土 量	m ³
搬 入 期 間	協定書締結の日から令和 年 月 日まで
添付図書（各1部）	1 目次 2 工事工程表 3 工事概要説明書 4 契約書等（写） 5 工事関連連絡表 6 検定試料採取位置図、土砂検定結果表 7 しゅんせつ（掘削）箇所位置図・平面図・断面図 8 土量計算書 9 土砂運搬経路図 10 その他必要な書類

民間事業者のしゅんせつ土砂受入れの流れ

問 合 せ	本組合との事前協議の日程調整を行います。
↓	
事 前 協 議	事業者からしゅんせつ工事の説明をしていただきます。
↓	受入れ可能となった場合、本組合からしゅんせつ土砂受入れに係る説明、土砂搬入申込の説明、今後の工事調整等の説明を行います。
申 込 み	土砂搬入申込書（必要書類を添付）を提出してください。
↓	
確 認	本組合で土砂搬入申込書等の記載内容の確認を行います。
↓	
協 定 書 締 結	協定書（2部）を締結します。1部は事業者で保管ください。
↓	
工 事 調 整	土砂搬入に係る工事調整をさせていただきます（工事請負者を含む。）。
↓	
着 手 届	土砂搬入の開始を本組合に書面で提出してください。
↓	
土 砂 搬 入	土砂搬入期間中、本組合の工事請負者と事業者の工事請負者で連絡調整を密に行い、土砂搬入をしてください。
↓	
完 了 届	土砂搬入の完了を本組合に書面で提出してください。
↓	<u>※搬入土量は、しゅんせつ箇所での事前と事後の深浅測量を行い、事前測量と事後測量の差により算出してください。</u>
受 入 量 確 定	事業者からの完了届を確認後、受入土量を確定します。
↓	
料 金 の 決 定	揚土費用の単価決定（令和6年10～12月） 確定した搬入土量を基にお支払いいただく料金を決定します。 本組合から受入費用及び揚土費用をお伝えします。
↓	
支 払 い	本組合から納入通知書を送付しますので、納付期限までにお支払いください。

【受入場所】 名古屋市港区金城ふ頭三丁目地先（埋立地）



水底土砂の判定基準

調査項目		判定基準		備考
		溶出量	含有量	
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	-	※1
2	水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下	-	
3	カドミウム又はその化合物	0.1 mg/L 以下	-	
4	鉛又はその化合物	0.1 mg/L 以下	-	
5	有機りん化合物	1 mg/L 以下	-	
6	六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	-	
7	ひ素又はその化合物	0.1 mg/L 以下	-	
8	シアン化合物	1 mg/L 以下	-	
9	P C B	0.003 mg/L 以下	-	
10	銅又はその化合物	3 mg/L 以下	-	
11	亜鉛又はその化合物	2 mg/L 以下	-	
12	ふっ化物	15 mg/L 以下	-	
13	トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	-	
14	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	-	
15	ベリリウム又はその化合物	2.5 mg/L 以下	-	
16	クロム又はその化合物	2 mg/L 以下	-	
17	ニッケル又はその化合物	1.2 mg/L 以下	-	
18	バナジウム又はその化合物	1.5 mg/L 以下	-	
19	有機塩素化合物	-	40 mg/kg 以下	
20	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	-	
21	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	-	
22	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	-	
23	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	-	
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	-	
25	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	-	
26	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	-	
27	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	-	
28	チウラム	0.06 mg/L 以下	-	
29	シマジン	0.03 mg/L 以下	-	
30	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	-	
31	ベンゼン	0.1 mg/L 以下	-	
32	セレン又はその化合物	0.1 mg/L 以下	-	
33	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	-	
34	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下	150 pg-TEQ/g 以下	※2

備考 1: 「検出されないこと」とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 6 号）第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2: ダイオキシン類の含有量は、水底の底質に係る環境基準を示す。

出典 1: 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 6 号）

2: ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）